

り災証明書の交付を申請される方へ



り災証明書とは

- ・火災があったことを消防署長が証明して交付するものです。
- ・火災保険金の請求や焼損物の処分等の手続きをされる場合に、消防署長が交付する「り災証明書」が必要になる場合があります。
- ・交付できるのは、消防署が把握している火災に限ります。
- ・手数料は無料です。
- ・自然災害（地震、暴風、豪雨など）に遭われた方の罹災証明ではありません。



り災証明書の使いみちは

- ・廃棄手数料減免（焼損物の処分等）
- ・火災保険金等の請求
- ・見舞金の請求
- ・確定申告
- ・免許証の再交付
- ・登記
- ・税金の減免 など



申請者（証明を受ける人）の対象者は

- ・火災があった建物・物件の所有者、管理者、占有者
- ・保険金受取人
- ・同居親族
- ・「ひとり暮らし高齢者等」の親族



り災証明書の交付申請方法は

① 電子申請と② 紙申請があります。

申請者		①電子申請	②紙申請	委任状
本人		○	○	×
関係者	同居親族	×	○	×
	社員、従業員等	×	○	×
第三者	保険会社、解体業者等	×	○	○

※ 本人以外の申請は、電子申請は利用できません。

※ 第三者による申請の場合は、委任状が必要になります。

詳しい申請方法については、裏面をご参照ください。

① 電子で申請する流れ

- (1) あいち豊田市電子申請・届出システムの申請フォームから申請します。
- (2) 申請完了後、登録した電子メールアドレスに申請完了メールが届きます(※1)。
- (3) 担当者が申請内容を確認します(※2)。
- (4) 確認後、発行完了のメールが届きます。
- (5) 申請した消防署の窓口で、り災証明書を受け取ります(※3)。

(※1) city-toyota-aichi@apply.e-tumo.jpからのメールを受信できるように設定してください。

(※2) 申請内容に不明点等がある場合は、確認のお電話やメールをさせていただくことがあります。

(※3) 申請する消防署は、市内の4消防署(足助・北・中・南消防署)の中から選択できます。必ずしも火災を対応した消防署でなくても構いません。申請した消防署の窓口でり災証明書をお渡しします。

あいち豊田市電子申請・届出システム
二次元コード⇒



② 紙で申請する流れ

- (1) 消防署の窓口で「り災証明交付申請書(様式第18号)」を提出します(委任状が必要な場合は、委任状も提出してください)。
- (2) 担当者が申請内容を確認します。
- (3) り災証明書交付準備完了の連絡があります。
- (4) 申請した消防署の窓口で、り災証明書を受け取ります。

豊田市ホームページ 二次元コード⇒
各様式はこちらからご参照ください。



【消防署窓口・問合せ(担当:指揮調査担当)】

豊田市足助消防署	: 豊田市桑田和町中貝戸6番地	0565-62-0119
豊田市北消防署	: 豊田市四郷町森前南6番地1	0565-43-0093
豊田市中消防署	: 豊田市長興寺5丁目17番地1	0565-35-9721
豊田市南消防署	: 豊田市和会町長田3番地1	0565-25-9008